

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**
 - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**
 - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、**正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合**
 - (4) **必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合**
 - (5) **地方農政局等による立入調査に応じない場合**

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

7 生産に係る情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注 2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正を行うなど訂正手続きが軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続きが簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

様式第2号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

1 「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」

当該年産の水稻・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積

ゲタの面積払に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」の欄は、下記（1）～（6）を参照の上、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象畑作物ごとに、水田、畑作、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計値を記入してください。

注）「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に○を付けてください。また、一部の品目のみ希望する場合は、営農計画書（右下）の「記入欄」に希望する対象畑作物を記入してください。

なお、営農計画書の提出後（交付申請後）に、実際の作付面積が減少した場合は、速やかに地方農政局等にその旨を連絡してください。

（1）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用麦、麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（注）なお、小麦については、春期には種する小麦（以下「春まき」という。）と秋期には種する小麦（以下「秋まき」という。）に区別して作付面積を記入してください。

（2）大豆

生産予定面積は、は種前に農協等と締結した出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（3）そば

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用そばを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（4）なたね

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の

作付面積を基本とします。（数量払の対象とならないなたねを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

(5) てん菜

生産予定面積は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

(注) なお、数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

(6) でん粉原料用ばれいしょ

生産予定面積は、農協等と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

(注) なお、数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

3 「水稻単収欄」

「水稻用途別作付面積」の生産予定面積等の算定に用いる水稻単収を記入してください。

4 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

新市場開拓用米及び加工用米について、「うち水田リノベーション事業（R3補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R3補正事業）に申請していない数量・面積を記入し、「うち水田リノベーション事業（R3補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R3補正事業）に申請した数量・面積を記載してください。

5 「水田農業高収益化推進助成関係」

高収益作物定着促進支援に取り組む場合は、開始年度及び対象面積を記入してください。

6 農地の利用計画記入欄

(1) 「農地の番号」

農地の番号については、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

(2) 「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

(3) 「交付対象農地区分」

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は「1」を、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地以外の水田は「2」を、畑地は「3」と記入してください。（交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入してください。ただし、高収益作物畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援の支援期間においては、「1」を記入してください。

(4) 「水稲作付最終年」

前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください（ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要です。）。

例えば、令和4年度に水稲を作付けた場合には、令和5年度の営農計画書提出時に「R 4」と記入してください。

(5) 「作期」

一つのは場で二毛作を行う場合には、は場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」（麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。）

(6) 「面積（本地面積）」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

(7) 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

(8) 「作物名」

主食用水稲（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物（青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他）、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば（普通そば又は種子用そば）、なたね（食用植物油脂用、その他）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1) 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われなかった場合の取扱い
平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年

度も作付けが行われないことが確実な場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）
- ② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
- ③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）

(注2) 畑地における対象畑作物の作付面積も記入してください。

(注3) 小麦のうち、ゲタの面積払に係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」に区別して記入してください。

(9) 「は種の有無」

飼料作物（牧草）を作付けるほ場であって、当年産では種を行うほ場の場合に「○」を記入してください。

(10) 「自家消費該当」

水稻（新規需要米、加工用米を含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

(11) 「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「1」を、多収品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「品種名」欄に品種名を記載してください。

(12) 「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

(13) 「畑地化」

高収益作物畑地化支援に係る取組及びその他畑地化支援に取り組む年度を記入してください。

(14) 「備考」

備考として特記すべき事項を記入してください。平成29年度において醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産したほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入してください。

高収益作物定着促進支援に輪作で取り組む場合は備考欄に輪作と記入してください。

7 提出期限

- (1) 営農計画書は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。
- (2) なお、内容に変更がある場合には、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

■ 水田活用の直接支払交付金関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

麦、大豆、加工用米、新市場開拓用米及び子実用とうもろこしについて、「うち水田リノベーション事業（R3補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R3補正事業）の交付対象となっていない面積を記入し、「うち水田リノベーション事業（R3補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R3補正事業）の交付対象となった面積を記載してください。

以 上

年 月 日

経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧

〇〇農政局長
 北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長 } 殿

市町村長

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知) IV の第 1 の 1 の (1) の①のイの (ウ) の規定に基づき、〇年〇月〇日現在、下表の〇年度の経営所得安定対策への加入を希望する集落営農については、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものと判断します。

番号	集落営農名称	代表者氏名	所在地住所	設立年月
1	〇〇集落営農	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市・・・	27.3
2	□□集落営農	□□□□	〇〇県〇〇市・・・	25.3

経営所得安定対策等交付金の対象作物等の
地域別作付計画面積報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

地域農業再生協議会長

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの3の（2）の規定に基づき、7月1日現在における営農計画書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

1 経営形態：

2 営農計画書の提出件数（交付申請者数） 件

3 畑作物の直接支払交付金の生産予定面積（単位：ha）

作物名	麦				大豆	てん菜	でん粉原料 用ばれいしよ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
生産予定面積									

4 水田活用の直接支払交付金の作付計画面積

(1)戦略作物助成（単位：ha）

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	うち子実用 とうもろこし		うち青刈り とうもろこし		うち牧草	は種		WCS用稲	米粉用米
				は種	は種以外							
作付計画面積												
うち水田リノベ事業 (R3補正)対象を除く												
うち水田リノベ事業 (R3補正)対象												

作物名	飼料用米	うち生もみを利用する取 組を除く		加工用米
		うち生もみを 直接利用する 取組		
作付計画面積				
うち水田リノベ事業 (R3補正)対象を除く				
うち水田リノベ事業 (R3補正)対象				

※ 麦、大豆、加工用米及び子実用とうもろこしについて、「うち水田リノベ事業(R3補正)対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱(令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知)第2の1に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業(以下「低コスト生産等支援事業」といいます。)の交付対象面積を除く面積を記入し、「うち水田リノベ事業(R3補正)対象」欄には、低コスト生産等支援事業の交付対象となった面積を記入してください。

(2)水田農業高収益化推進助成対象面積（単位：ha）

作物名等	高収益作物定着促進支援							高収益作物 畑地化支援	その他 畑地化支援		子実用と うもろこし 支援
	野菜		花き・花木		果樹		その他		高収益作物 のみ	一般作物 又は 高収益作	
	うち加工・業務用	うち加工・業務用 を除く	うち加工・業務用	うち加工・業務用 を除く	うち加工・業務用	うち加工・業務用 を除く					
対象面積											

【参考】主食用米等及び二毛作面積（単位：ha）

作物名	主食用米	二毛作面積※										
		麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	新市場開 拓用米	そば	なたね	地力増 進作物
作付計画面積												

※ 営農計画書の農地の利用計画記入欄に記載された二毛作面積の合計を記載してください。

5 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地（単位：ha）

※

（うち加入者の面積）	ha	ha)
------------	----	-----

定期的な確認方法

実測 公的資料との確認 その他

（実測年度： ） （資料名： ） （確認方法： ）

※ 協議会の水田情報（水田台帳等）で整理されている全ての交付対象水田（4の（2）の畑地化の面積は除きます。）の合計面積を記載してください。

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

交付申請者氏名 〔法人等にあつては、
名称及び代表者氏名〕
経営承継者又は
相続人の氏名 〔法人等にあつては、
名称及び代表者氏名〕

経営所得安定対策等交付金の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容(該当するものにレ印を記入してください) <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 移譲 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他(以下に具体的に事由を記入してください) []	

2 農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体 (対策加入者)	➔ (いずれかにレ印を記入してください) 〔新〕 <input type="checkbox"/> 承継後の経営体(経営承継者) <input type="checkbox"/> 経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
交付申請者管理コード		
住 所	電話 ()	電話 ()

3 交付金の振込口座(口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。)

金融機関(ゆうちょ銀行以外)											
金融機関コード(数字4ケタ)				金融機関名							
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金							
支店コード(数字3ケタ)				支店名							
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)						口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知											
口座名義人											
フリガナ											
漢字											
ゆうちょ銀行											
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)					
1 0 ※						1					
口座名義人											
フリガナ											
漢字											

(備考)

(注意事項)

- 交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
- 農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。
- 交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」の写しを添付してください。
- 収入減少影響緩和交付金の加入者から承継又は相続を受けようとする方であつて、引き続き同交付金に加入することを希望する場合は、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

申請者	住所		申請年月日	年	月	日
	氏名又は法人・組織名		交付申請者管理コード			
	代表者名(法人・組織のみ)		地域協議会等管理コード			

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

麦		品質区分別生産量						
		小麦				二条大麦	六条大麦	はだか麦
		春期には種する小麦		秋期には種する小麦				
		品質区分(等級/ランク)	(パン・中華用品種以外)	(パン・中華用品種)	(パン・中華用品種以外)	(パン・中華用品種)		
1等又は相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
2等又は相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg

大豆		品質区分別生産量
普通大豆	1等又は1等相当	kg
	2等又は2等相当	kg
	3等又は3等相当	kg
	特定加工用 合格又は合格相当	kg

てん菜	
品質区分(加重平均糖度)	販売総数量
麦	kg

でん粉原料用ばれいしょ	
品質区分(加重平均でん粉含有率)	販売総数量
%	kg

なたね	
品質区分(品種)	販売総数量
キザキノナタネ	kg
きらきら銀河	kg
キラリボシ	kg
ナナシキブ	kg
その他品種	kg

そば	
品質区分(等級)	品質区分別生産量
1等又は1等相当	kg
2等又は2等相当	kg

(注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
 (注2) 上記様式の内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

=====

記入欄	←左の記入欄に消費税の課税事業者の場合は「1」を免税事業者の場合は「0」を記入してください。(必須回答)
-----	--

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書 (予定数量報告書)

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の予定数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、品質区分別生産量が確定した際には、生産実績数量報告書を提出することを誓約します。

申請者	住所	
	氏名又は法人・組織名	
	代表者名 (法人・組織のみ)	

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

交付申請者管理コード									
地域協議会等管理コード									

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大豆	
予定数量	kg

そば	
予定数量	kg

(注) 予定数量を確認できる入庫伝票等を添付してください。

畑作物の直接支払交付金における数量払の生産実績数量報告書

農林水産大臣 殿

「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（予定数量報告書）」において、報告した数量が、以下のとおり品位等検査又は品質区分の確認により品質区分別生産量が確定したので、その実績数量を報告します。

申請者	住所	
	氏名又は法人、組織名	
	代表者名 (法人・組織のみ)	

申請年月日	年	月	日
交付申請者管理コード			
地域協議会等管理コード			
「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード			
A			

大豆		
品質区分 (等級)		品質区分別 生産量
普通大豆	1等又は 1等相当	kg
	2等又は 2等相当	kg
	3等又は 3等相当	kg
特定加工用	合格又は 合格相当	kg

そば		
品質区分 (等級)		品質区分別 生産量
普通そば	1等又は 1等相当	kg
	2等又は 2等相当	kg

(注意事項)

- (注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
- (注2) 上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売
(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書

(自家加工販売等農業者)住 所

氏 名

交付申請者管理コード

--

1 自家加工販売(直売所等での販売)計画

麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、その数量等について、本様式に必要事項を記載し、交付申請書(様式第1号)に添付してください。

① 原料農産物使用計画(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位: kg)

② 商品の加工販売計画(直売所等での販売計画)及び販売形態

商品名等	年間販売予定数量(単位: kg)	商品の販売形態 (該当する形態に○を付けてください)
		自出店販売・直売所・宅配販売・その他
		自出店販売・直売所・宅配販売・その他
		自出店販売・直売所・宅配販売・その他
		自出店販売・直売所・宅配販売・その他
合 計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法()

③ 商品の主な販売先 (該当する販売先に○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。)

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等	直売所等の名称:		
※ 複数の直売所等に販売している場合は、主な販売先の直売所等の情報を記載してください。	所在地:		
	連絡先:		

④ 原料農産物の生産数量を証明する書類

数量払の交付申請書を提出する際には、自ら生産した原料農産物の数量を証明する書類を提出することが必要となります。現時点で、提出する予定の証明書類に○を付けてください。

- ・ 農産物検査結果通知書の写し
- ・ 品種名・数量が分かる品位等検査結果の写し
- ・ 品質区分の確認の結果を証明した書類の写し
- ・ 製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し
- ・ 農協等に乾燥・調製を委託した場合の乾燥・調製後の数量が分かる伝票の写し
- ・ そのほか生産数量を客観的に確認できる書類()

※具体的な書類を()に記載してください。

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第1項の規定に基づき、総合化事業計画に係る認定を受けた者は、本計画書の1の内容について、総合化事業計画により確認できる場合、同計画の写しの提出により記載に代えることができます。

2 自家加工販売(直売所等での販売)出荷・販売等実績報告書

前年産の麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を行った者については、その数量等について、実績を記載してください。

① 原料農産物使用実績(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位: kg)

② 商品の加工販売実績(直売所等での販売実績)及び販売形態

商品名等	年間販売数量(単位: kg)	商品の販売形態 (該当する欄に○を付けてください)
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
合 計		

【注意】 自家加工販売や直売所等での販売を行っていた者であって、前年産の当該農産物に係る数量払の交付申請時点において、自家加工販売の原料に供する予定であった数量又は直売所等で販売する予定であった数量について、確実に出荷・販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。

なお、出荷・販売伝票の写し等の書類の提出がなく、出荷・販売したことが確認できない場合には、前年産の当該農産物に係る数量払の交付金を返還していただく場合があります。

(北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農用)

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年産

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

対策加入者管理コード A

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 〔 下記から選択してください 〕 ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

2 畑作物

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

(注意事項)

- ・ 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。
- ・ 収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあっては、対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を申告してください。
- ・ 対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください(畑作物の直接支払交付金における数量払(以下「数量払」と言います。)の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。)。また、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。
- ・ 生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象農産物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象農産物に係る生産実績数量を全て申告してください。
- ・ 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでください。

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所
氏名 [法人等にあつては、名称及び代表者の氏名]

対策加入者管理コード A

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

2 畑作物(麦、大豆)

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

(注意事項)

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないください。
- 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

その他の都府県用

XX年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所
氏名 [法人等にあつては、名称及び代表者の氏名]

対策加入者管理コード A

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 (下記から選択してください) ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
	kg

2 畑作物(麦、大豆)

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

(注意事項)

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。
- 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

都道府県知事

収入減少影響緩和交付金に係る単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出について、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)別紙 7 の 4 の (2) により、下記のとおり地域等区分の設定を申請します。

記

地域等区分の方法	区分する理由	販売価格、単収等の採り方

様式第 10－3 号

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

都道府県知事

年度収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分ごとの単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出に必要なデータについて、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)別紙 7 の 4 の(4)の規定により、別添のとおり報告します。

(米穀のうち、食糧法第 52 条第 1 項の報告徴収の対象となっていないものの販売価格を報告する場合は、その根拠となった全農等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量が分かる書類(集出荷団体等から徴収した調査票など)を添付してください。)

様式第 10－4 号

収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書

年 月 日

地方農政局長 殿

北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

積立金管理者（組織名）
代表者氏名

年 月 日付で収入減少影響緩和交付金の積立金返納額指示書により通知のあった件について、下記のとおり報告します。

記

1 積立金返納完了年月日

年 月 日

2 積立金返納後の積立金の全額（残高）

円

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

住 所
組織の名称
代表者氏名

収入減少影響緩和交付金における対策加入者の積立金の管理について、下記に掲げる業務を適正に実施するので、当該交付金に係る積立金管理者に指定されたく申請します。

記

- 1 積立金を適切に管理するための決済用預金又は決済用貯金の口座を開設すること。
- 2 1の口座に係る帳簿の整備を行うこと。
- 3 地方農政局長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政局長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること。
- 4 地方農政局長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示した場合には、当該指示に従って返納すること。
- 5 毎年3月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」(様式第10－9号)により、積立金の管理の状況を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること。
- 6 その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること。
具体的には、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第10－10号)により、1の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

(注意事項)

組織の定款又は規約の写しを添付してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

積立金管理者 (組織名)
代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号 農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の 1 の(3)の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 当座預金口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義

2 事務取扱責任者

役 職	氏 名

(注意事項)

収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定めた定款又は規約の写しを添付してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

積立金管理者 (組織名)
代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号 農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の 1 の(4)の規定により、変更があった内容を届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更事項 (変更前)

(変更後)

3 変更の時期

(注意事項)

- 1 都道府県知事の意見を添付してください(別紙 10 の 1 の(4)に規定する、主たる事務所の移転による住所変更等の軽微な変更を行う場合には、都道府県知事の意見を添付する必要はありません。)
- 2 定款又は規約の変更の場合には、その内容が分かる資料(総会議案、総会議事録、総会で決定した変更後の定款又は規約等)を添付してください。なお、本届出に変更後の定款又は規約を添付することに代えて、収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届(様式第 10－8 号)の提出の際に変更後の定款又は規約を添付することができます。
- 3 「3 変更の時期」は、総会等で決定した変更の日を記載してください。組織の合併による変更の場合には、合併後の組織に積立金管理者の事業が承継される日とするなど、積立金管理者の総会決定及び合併後の組織の総会決定に基づき、合併後の組織が同事業を開始する日を記載してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
 (地方農政局長等経由)

積立金管理者 (組織名)
 代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号 農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の 1 の(5)の規定により、変更があった内容を届け出ます。

記

1 積立金を管理する口座の変更

	金融機関名	金融機関 コード [※]	支店名	支店 コード [※]	種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
変更前							
変更後							

2 事務取扱責任者の変更

	役 職	氏 名
変更前		
変更後		

(注意事項)

定款又は規約の変更があった場合には、その写しを添付してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

積立金管理者 (組織名)
代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号 農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の 3 の(5)により、 年度の積立金の管理状況について下記のとおり報告します。

記

1 積立金の収支状況

	金 額
期首残高 (年 4 月 1 日) ①	円
年間収入額②	円
年間支出額③	円
期末残高 (年 3 月 31 日) ④ = ① + ② - ③	円

2 その他報告事項

--

収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書

年 月 日

地方農政局長 殿
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

積立金管理者（組織名）
代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号 農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の 3 の(6)の規定に基づき、積立金の残高について下記のとおり報告します。

記

	金 額
年 月 末日現在残高	円

(注) 口座の残高及び取引明細を証する書類（通帳の写し等）を添付してください。

上記の金額については、年 月 月末現在の対策加入者ごとの積立金残高の合計と相違ないことを確認します。

年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

報告（誓約）者 住所
氏名

交付申請者管理コード

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 4 の（2）の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。

記

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の 6 月 30 日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

（注1）交付申請している対象作物名の口に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の口に✓（チェック）を付けてください。

（注2）畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の口に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

（注3）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式3）を作成して提出してください。

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
<input type="checkbox"/> 麦	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> W C S 用稲	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 新市場開拓用米 (産地交付金)	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料作物	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 地域振興作物 (産地交付金及び水田農業高収益化推進助成)	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出

2 交付金の返還

正当な理由なく1で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長]
 (都道府県経由)

〇〇協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金による交付申請者ごとの交付額を確定したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 7 の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

産地交付金による交付額

交付申請者氏名	地域協議会等管理コード	交付額（円）
計		

様式第 11－4 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長
〔 北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長 〕

水田収益力強化ビジョンを踏まえて提出された営農計画書に係る情報提供
について

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産
事務次官依命通知) 別紙 11 の 3 の規定に基づき、別添のとおり情報提供します。
なお、意見がある場合、おおむね 2 週間以内に御連絡ください。

番 年 月 日
号

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの承認申請について

水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンを作成したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の 2 の（5）の規定に基づき、（別記）のとおり承認を申請します。

注：変更の場合は、件名の「水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの承認申請について」を「水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの変更承認申請について」とし、本文中の「を作成した」を「の変更を行う必要がある」とする。

(別記)

○年度●●県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(記載時は削除)

- 農業者の所得向上地域における水田農業の発展等を図るため、どのような方針・目標で取り組んでいくのか明記してください。

【 検討に当たっての主な視点 】

○ 適地適作の推進

- ・ 地域の実情（気候や圃場条件等）に応じた作物選択 等

○ 収益性・付加価値の向上

- ・ 高収益作物への計画的な転換方針
(水田農業高収益化推進プロジェクトチームの設置・検討状況、今後の推進計画の策定方針等)
- ・ 転換作物の付加価値の向上に向けた方針 等
(地場産業との連携、有利販売に向けた販売戦略、ブランド化の取組方針等)

○ 新たな市場・需要の開拓

- ・ 輸出等の新たな市場の開拓に向けた方針 等

○ 生産・流通コストの低減

- ・ 転換作物の生産性の向上に向けた方針 等
(低コスト生産技術の導入・普及、農地の集積・集約化の方針、作付けの団地化の取組方針等)

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(記載時は削除)

- 作物の需給動向、担い手の育成、農地の集積・集約化、基盤整備の状況など、地域の実情を総合的に分析し、作付け作物や管理方法等を含め、産地として将来にわたって水田をどのように有効利用していくのか明記してください。

【 検討に当たっての主な視点 】

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

- ・ 担い手・労働力の状況等に照らして、水田のまま維持し続けるのか、畑地や樹園地等にするか 等

○ 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

- ・ 輪作体系等への労働生産性が高い子実用とうもろこし等の導入や、省力的な管理が可能な作物等の導入 等

○ 地域におけるブロックローテーション体系の構築

- ・ 地域における水稲作付水田と転換作物作付水田をどのようにローテーションさせるのか 等

- 水田の利用状況点検しつつ、重点支援期間（令和3～5年度）における畑地化支援を活用した畑地化の道筋等を明記してください。

○ 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針（必須）

- ・ 水稲（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稲作に活用される見込みがないか等の点検方針・点検状況等を明記。
- ・ 点検結果を踏まえ、畑地化支援を活用した畑地化や地域におけるブロックローテーション体系の構築への道筋等を明記。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

(2) 備蓄米

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

イ 米粉用米

ウ 新市場開拓用米

エ WCS 用稲

オ 加工用米

(4) 麦、大豆、飼料作物

(5) そば、なたね

(6) 地力増進作物

(7) 高収益作物

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米						
備蓄米						
飼料用米						
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲						
加工用米						
麦						
大豆						
飼料作物						
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物						
高収益作物						
・野菜						
・花き・花木						
・果樹						
・その他の高収益作物						
その他						
・〇〇						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
				(○年度)	(○年度)
				(○年度)	(○年度)

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
例	生産性向上対策支援	1	3,000	小麦、大豆	多収品種の導入、排水対策等
例	地域振興作物生産支援	1	10,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載して下さい。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

--

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
●●県 (①)			
地域農業再生協議会合計 (②)			
○○協議会			
△△協議会			
□□協議会			
合計 (①+②)			

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分枠

	配分枠 (A+B)	
	当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠		

3. 活用方法

配分枠

円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3													合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)			
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他		
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木				果樹	その他の高収益作物
合計(基幹)※4			実面積																		
合計(二毛作)※4			実面積																※6		

- ※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
- ※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。
- ※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
- ※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
- ※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。
- ※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

--

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

--

6. 高収益作物について

--

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名		整理番号			
使途名					
対象作物					
単 価					
課 題					
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標				
	実績				
内 容					
具体的要件					
取組の 確認方法					
成果等の 確認方法					
備考					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

(別記)

〇年度〇〇地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(記載時は削除)

- 農業者の所得向上地域における水田農業の発展等を図るため、どのような方針・目標で取り組んでいくのか明記してください。

【 検討に当たっての主な視点 】

○ 適地適作の推進

- ・ 地域の実情（気候や圃場条件等）に応じた作物選択 等

○ 収益性・付加価値の向上

- ・ 高収益作物への計画的な転換方針
(水田農業高収益化推進プロジェクトチームの設置・検討状況、今後の推進計画の策定方針等)
- ・ 転換作物の付加価値の向上に向けた方針 等
(地場産業との連携、有利販売に向けた販売戦略、ブランド化の取組方針等)

○ 新たな市場・需要の開拓

- ・ 輸出等の新たな市場の開拓に向けた方針 等

○ 生産・流通コストの低減

- ・ 転換作物の生産性の向上に向けた方針 等
(低コスト生産技術の導入・普及、農地の集積・集約化の方針、作付けの団地化の取組方針等)

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(記載時は削除)

- 作物の需給動向、担い手の育成、農地の集積・集約化、基盤整備の状況など、地域の実情を総合的に分析し、作付け作物や管理方法等を含め、産地として将来にわたって水田をどのように有効利用していくのか明記してください。

【 検討に当たっての主な視点 】

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

- ・ 担い手・労働力の状況等に照らして、水田のまま維持し続けるのか、畑地や樹園地等にするか 等

○ 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

- ・ 輪作体系等への労働生産性が高い子実用とうもろこし等の導入や、省力的な管理が可能な作物等の導入 等

○ 地域におけるブロックローテーション体系の構築

- ・ 地域における水稲作付水田と転換作物作付水田をどのようにローテーションさせるのか 等

- 水田の利用状況（作付体系）を点検しつつ、重点支援期間（令和3～5年度）における畑地化支援を活用した畑地化の道筋等を明記してください。

○ 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針（必須）

- ・ 水稲（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稲作に活用される見込みがないか等の点検方針・点検状況等を明記。
- ・ 点検結果を踏まえ、畑地化支援を活用した畑地化や地域におけるブロックローテーション体系の構築への道筋等を明記。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

(2) 備蓄米

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

イ 米粉用米

ウ 新市場開拓用米

エ WCS用稲

オ 加工用米

(4) 麦、大豆、飼料作物

(5) そば、なたね

(6) 地力増進作物

(7) 高収益作物

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米						
備蓄米						
飼料用米						
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲						
加工用米						
麦						
大豆						
飼料作物						
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物						
高収益作物						
・野菜						
・花き・花木						
・果樹						
・その他の高収益作物						
その他						
・〇〇						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
				（○年度）	（○年度）
				（○年度）	（○年度）

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：

協議会名：

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
例	生産性向上対策支援	1	3,000	小麦、大豆	多収品種の導入、排水対策等
例	地域振興作物生産支援	1	10,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

--

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
〇〇協議会			

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

--

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

--

6. 高収益作物について

--

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名					整理番号	
用途名						
対象作物						
単 価						
課 題						
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		目標				
		実績				
内 容						
具体的要件						
取組の 確認方法						
成果等の 確認方法						
備考						

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の 3 の（2）の③の規定に基づき、7 月 1 日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米の複数年契約	a
米粉用米の複数年契約	a
新市場開拓用米の複数年契約	a
そば（基幹作）の作付け	a
なたね（基幹作）の作付け	a
新市場開拓用米（基幹作）の作付け	a
うち、水田リノベ事業（R 3 補正）対象を除く（注 1）	a
うち、水田リノベ事業（R 3 補正）対象（注 2）	a
地力増進作物（基幹作）の作付け	別紙のとおり
うち、追加配分対象（注 3）	別紙のとおり

※ 対象面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積の一覧、申請者ごとの添付書類の確認結果の一覧を添付してください（地力増進作物は除く）。

注 1 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1912 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」といいます。）の対象を除く面積を記入してください。

注 2 低コスト生産支援事業の対象面積を記入してください。

注 3 水稻（加工用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前々年度からの作付減少面積と、地力増進作物（基幹作に限る。）の支援対象年度の前々年度からの作付拡大面積のいずれか小さい方の面積を記入してください。ただし、令和 4 年度においては、「支援対象年度の前々年度」を「令和 3 年度」とすることとします。

(別紙)地力増進作物の追加配分対象面積

都道府県名

--

(単位:a)

協議会名 (略さず正式名称を 記入してください)	年度	主食用米	備蓄米	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	水稲合計	地力増進 作物	追加配分 対象面積
	令和3年度								
	令和4年度(計画)								
	前年度からの増減分								

(注) 水稲合計は、加工用米、新市場開拓用米を除いた水稲の作付面積を指します。

- ※1 全て基幹作のみの面積を記入してください。
- ※2 主食用米及び備蓄米の面積については、地方農政局等が公表した「水田における作付状況」の地域農業再生協議会別の面積を記入してください。
- ※3 米粉用米、飼料用米、WCS用稲については、戦略作物助成の対象面積を記入してください。(実績が確定していない場合は、申請面積を記入してください。)
- ※4 地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付面積を記入してください。
(令和3年度は作付実績面積、令和4年度は作付計画面積、いずれも実面積。)
- ※5 追加配分対象面積については、地力増進作物作付面積の前々年度からの増加分と、水稲作付面積の前々年度からの減少分のいずれか小さい方の面積を記入してください。
ただし、令和4年度においては、「支援対象年度の前々年度」を「令和3年度」とすることとします。
- ※6 記入欄には、各地域農業再生協議会において、農業者ごとの面積(m²)を積み上げた、地域農業再生協議会ごとの合計面積を記入してください。
ただし、1a未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記入してください。

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の 3 の（2）の④の規定に基づき、7 月 1 日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米の複数年契約	a
米粉用米の複数年契約	a
新市場開拓用米の複数年契約	a
そば（基幹作）の作付け	a
なたね（基幹作）の作付け	a
新市場開拓用米（基幹作）の作付け	a
うち、水田リノベ事業（R 3 補正）対象を除く（注 1）	a
うち、水田リノベ事業（R 3 補正）対象（注 2）	a
地力増進作物（基幹作）の作付け	別紙のとおり
うち、追加配分対象（注 3）	別紙のとおり

※ 対象面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積の一覧、申請者ごとの添付書類の確認結果の一覧を添付してください（地力増進作物は除く）。

注 1 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1912 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」といいます。）の対象を除く面積を記入してください。

注 2 低コスト生産支援事業の対象面積を記入してください。

注 3 水稲（加工用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前々年度からの作付減少面積と、地力増進作物（基幹作に限る。）の支援対象年度の前々年度からの作付拡大面積のいずれか小さい方の面積を記入してください。ただし、令和 4 年度においては、「支援対象年度の前々年度」を「令和 3 年度」とすることとします。

(別紙)地力増進作物の追加配分対象面積

都道府県名

--

(単位:a)

協議会名 (略さずに正式名称を 記入してください)	年度	主食用米	備蓄米	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	水稻合計	地力増進 作物	追加配分 対象面積
	令和3年度								
	令和4年度(計画)								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度(計画)								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度(計画)								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度(計画)								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度(計画)								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度(計画)								
	前年度からの増減分								
								合計	

※ 適宜行を追加してください。

(注) 水稻合計は、加工用米、新市場開拓用米を除いた水稻の作付面積を指します。

※1 全て基幹作りのみの面積を記入してください。

※2 主食用米及び備蓄米の面積については、地方農政局等が公表した「水田における作付状況」の地域農業再生協議会別の面積を記入してください。

※3 米粉用米、飼料用米、WCS用稲については、戦略作物助成の対象面積を記入してください。(実績が確定していない場合は、申請面積を記入してください。)

※4 地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付面積を記入してください。

(令和3年度は作付実績面積、令和4年度は作付計画面積、いずれも実面積。)

※5 追加配分対象面積については、地力増進作物作付面積の前々年度からの増加分と、水稻作付面積の前々年度からの減少分のいずれか小さい方の面積を記入してください。
ただし、令和4年度においては、「支援対象年度の前々年度」を「令和3年度」とすることとします。

※6 記入欄には、各地域農業再生協議会において、農業者ごとの面積(m²)を積み上げた、地域農業再生協議会ごとの合計面積を記入してください。
ただし、1a未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記入してください。

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の 3 の（4）の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米の複数年契約	a
米粉用米の複数年契約	a
新市場開拓用米の複数年契約	a
そば（基幹作）の作付け	a
なたね（基幹作）の作付け	a
新市場開拓用米（基幹作）の作付け	a
うち、水田リノベ事業（R 3 補正）対象を除く（注 1）	a
うち、水田リノベ事業（R 3 補正）対象（注 2）	a
地力増進作物（基幹作）の作付け	別紙のとおり
うち、追加配分対象（注 3）	別紙のとおり

※ 対象面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積の一覧、申請者ごとの添付書類の確認結果の一覧を添付してください（地力増進作物は除く）。

注 1 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1912 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」といいます。）の対象を除く面積を記入してください。

注 2 低コスト生産支援事業の対象面積を記入してください。

注 3 水稲（加工用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前々年度からの作付減少面積と、地力増進作物（基幹作に限る。）の支援対象年度の前々年度からの作付拡大面積のいずれか小さい方の面積を記入してください。ただし、令和 4 年度においては、「支援対象年度の前々年度」を「令和 3 年度」とすることとします。

(別紙)地力増進作物の追加配分実施面積

都道府県名

--

(単位:a)

協議会名 (略さずに正式名称を 記入してください)	年度	主食用米	備蓄米	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	水稻合計	地力増進 作物	追加配分 実施面積
	令和3年度								
	令和4年度								
	前年度からの増減分								

(注) 水稻合計は、加工用米、新市場開拓用米を除いた水稻の作付面積を指します。

- ※1 全て基幹作のみの面積を記入してください。
- ※2 主食用米及び備蓄米の面積については、地方農政局等が公表した「水田における作付状況」の地域農業再生協議会別の面積を記入してください。
- ※3 米粉用米、飼料用米、WCS用稲については、戦略作物助成の対象面積を記入してください。
- ※4 地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付実績面積を記入してください。
- ※5 追加配分実施面積については、地力増進作物作付面積の前々年度からの増加分と、水稻作付面積の前々年度からの減少分のいずれか小さい方の面積を記入してください。
ただし、令和4年度においては、「支援対象年度の前々年度」を「令和3年度」とすることとします。
- ※6 記入欄には、各地域農業再生協議会において、農業者ごとの面積(m²)を積み上げた、地域農業再生協議会ごとの合計面積を記入してください。
ただし、1a未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記入してください。

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の 3 の（4）の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米の複数年契約	a
米粉用米の複数年契約	a
新市場開拓用米の複数年契約	a
そば（基幹作）の作付け	a
なたね（基幹作）の作付け	a
新市場開拓用米（基幹作）の作付け	a
うち、水田リノベ事業（R 3 補正）対象を除く（注 1）	a
うち、水田リノベ事業（R 3 補正）対象（注 2）	a
地力増進作物（基幹作）の作付け	別紙のとおり
うち、追加配分対象（注 3）	別紙のとおり

※ 対象面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積の一覧、申請者ごとの添付書類の確認結果の一覧を添付してください（地力増進作物は除く）。

注 1 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1912 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」といいます。）の対象を除く面積を記入してください。

注 2 低コスト生産支援事業の対象面積を記入してください。

注 3 水稻（加工用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前々年度からの作付減少面積と、地力増進作物（基幹作に限る。）の支援対象年度の前々年度からの作付拡大面積のいずれか小さい方の面積を記入してください。ただし、令和 4 年度においては、「支援対象年度の前々年度」を「令和 3 年度」とすることとします。

(別紙)地力増進作物の追加配分実施面積

都道府県名

(単位:a)

協議会名 (略さず正式名称を 記入してください)	年度	主食用米	備蓄米	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	水稲合計	地力増進 作物	追加配分 実施面積
	令和3年度								
	令和4年度								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度								
	前年度からの増減分								
	令和3年度								
	令和4年度								
	前年度からの増減分								
							合計		

※ 適宜行を追加してください。

(注) 水稲合計は、加工用米、新市場開拓用米を除いた水稲の作付面積を指します。

※1 全て基幹作のみの面積を記入してください。

※2 主食用米及び備蓄米の面積については、地方農政局等が公表した「水田における作付状況」の地域農業再生協議会別の面積を記入してください。

※3 米粉用米、飼料用米、WCS用稲については、戦略作物助成の対象面積を記入してください。

※4 地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付実績面積を記入してください。

※5 追加配分実施面積については、地力増進作物作付面積の前々年度からの増加分と、水稲作付面積の前々年度からの減少分のいずれか小さい方の面積を記入してください。
ただし、令和4年度においては、「支援対象年度の前々年度」を「令和3年度」とすることとします。

※6 記入欄には、各地域農業再生協議会において、農業者ごとの面積(m²)を積み上げた、地域農業再生協議会ごとの合計面積を記入してください。
ただし、1a未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記入してください。

様式第 11-15 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績について、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)別紙 13 の 5 の (3) の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

産地交付金の活用実績の明細

1. 都道府県名

--

2. 活用実績額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用実績額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
●●県 (①)			
地域農業再生協議会合計 (②)			
○○協議会			
△△協議会			
□□協議会			
合計 (①+②)			

4. 追加配分等を受けた単価調整等の結果

--

※ 必要に応じ、計画に基づいて行った単価調整等の具体的な手法(計算式)を記入してください。

5. 所要額の配分枠超過を受けた単価調整の結果

--

※ 必要に応じ、計画に基づいて行った単価調整等の具体的な手法(計算式)を記入してください。

別紙

産地交付金の活用実績の明細

1. 地域農業再生協議会名

--

2. 活用実績額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用実績額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
●●地域農業再生協議会			

4. 追加配分等を受けた単価調整等の結果

--

※ 必要に応じ、計画に基づいて行った単価調整等の具体的な手法(計算式)を記入してください。

5. 所要額の配分枠超過を受けた単価調整の結果

--

※ 必要に応じ、計画に基づいて行った単価調整等の具体的な手法(計算式)を記入してください。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の承認申請について

水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 15 の 3 の（1）の規定に基づき、別記のとおり承認を申請します。

(別記) 都道府県連携型助成に申請する事業

1 事業名	
2 対象作物	
3 要件	
4 単価	
5 支援対象面積・ 要件の確認・算定 方法	

※ 当該事業の内容が分かる書類（要綱等）を添付してください。

番 年 月 日 号

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の
支援実績の報告について

水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成について、経営所得安定対策等
実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 15
の 3 の（3）の規定に基づき（別記）のとおり、都道府県事業の支援実績を報告します。

様式第12-1号（交付申請者→地方農政局等）

○（麦、大豆、そば）の品質区分の確認に関する申出書

令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ）

交付申請者

氏名または名称：

代表者名：

所在地：

電話番号：

交付申請者管理コード：

— — — — —

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）Ⅲの2の（4）の④の規定に基づき、実施要綱別紙3-1に定める品質区分の確認について、下記のとおり実施することとしたいので申し出ます。

記

1. 品質区分の確認を行う者（品質確認主体）

氏名または名称：

代表者名：

所在地：

電話番号：

2. 品質確認主体に品質区分の確認を行わせる対象畑作物

生産年	生産地の属する都道府県名	対象畑作物（品種名）	包装	量目(kg)	品質確認予定数量(kg)

（注）1. の品質確認主体からの承諾書（様式第12-2号）を添付してください。

○（麦、大豆、そば）の品質区分の確認に係る承諾書

令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

（品質確認主体）〇〇〇〇は、下記の交付申請者が経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）Ⅲの2の（4）の④の規定に基づき提出する品質区分の確認に関する申出書に関し、下記のとおり承諾します。

記

交付申請者

氏名または名称：
代 表 者 名：
所 在 地：
電 話 番 号：

- 1 実施要綱別紙3-1の規定及び添付の品質区分の確認方法等に則り、品質区分の確認を実施すること。
- 2 品質区分の確認方法や必要な機械器具等の整備状況など、品質確認主体としての適格性の確認及び（品質確認主体）〇〇〇〇が実施した品質区分の確認結果に関する事項について、地方農政局等の問合せや立ち会いによる確認に協力すること。
- 3 実施要綱別紙3-1の規定に則り、品質確認記録（原簿）として「様式第12-3号 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品質区分の確認結果記録帳（〇〇用）」を作成し、これを交付申請が行われた年度の翌年度から5年間保存するとともに地方農政局等からの求めに応じ、当該の原簿を提出すること。

以上

品質確認主体

氏名または名称：
代 表 者 名：
所 在 地：
電 話 番 号：

（注） 本承諾書に次の事項が分かる資料（「業務規程」及びその他書類）を添付してください。

- ・ 品質区分の確認方法
- ・ 品質区分の実施体制
- ・ 品質区分の確認に必要な機械器具等の整備状況
- ・ 一年間における処理能力

(小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦用)

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品質区分の確認結果記録帳

品質確認主体名 :

対象畑作物の種類 :

1. 品質区分の確認結果数量

(単位 : kg)

生産地の属する都道府県名	銘柄(品種)	荷造り及び包装	量目	確認総数量	1等相当	2等相当	対象外	備考

2. 品質区分の確認における等級相当理由別の確認結果数量

(単位 : kg)

等級	確認数量	容積重	整粒不足	水分過多	被害粒	異種穀粒	異物	その他
2等相当								
対象外								
計								

注1 : 対象畑作物の種類及び生産年度ごとに作成すること。なお、生産年度は、収穫年で整理する。

2 : 本様式にかえて、記録事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)による作成及び保存を行っても差し支えない。

3 : 1の「銘柄(品種)」については、交付申請者(生産者)から申請された銘柄及び品質確認主体が事前情報収集等により得た情報に基づき品質区分の確認を実際に行った銘柄(生産地の属する都道府県及び銘柄)及び品種を記載する。

(そば・だったんそば用)

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1に基づく品質区分の確認結果記録帳

品質確認主体名 : _____

対象畑作物の種類 : _____

1. 品質区分の確認結果数量

(単位 : kg)

生産地の属する都道府県名	銘柄(品種)	荷造り及び包装	量目	確認総数量	1等相当	2等相当	対象外	備考

注1 : 対象畑作物の種類及び生産年度ごとに作成すること。なお、生産年度は、収穫年で整理する。

2 : 本様式にかえて、記録事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)による作成及び保存を行っても差し支えない。

3 : 1の「銘柄(品種)」については、交付申請者(生産者)から申請された銘柄及び品質確認主体が事前情報収集により得た情報に基づき品質区分の確認を実際に行った銘柄(生産地の属する都道府県及び銘柄)及び品種を記載する。

地域の基準単収を大きく下回ったこと理由書

交付申請者 住 所
氏 名
交付申請者管理コード

—	—	—	—	—
---	---	---	---	---

対象畑作物名	地域の 基準単収 ①	地域の 基準単収 の2分の1 ②=①÷2	数量払の 交付申請数量 ③	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④		交付申請者の 当年産の単収 ⑤=③÷④	規格外数量 及び 規格外相当 数量の合計
	kg/10a	kg/10a	kg	a	m ²	kg/10a	kg

交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由について、以下の1～6の該当する全ての項目について、✓を入れてください。

また、該当する事項がない場合には、その他に✓を入れた上で、具体的な理由を記載してください。

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

1. は種の段階における理由

<input type="checkbox"/>	自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/>	交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/>	その他

2. 生産・収穫の段階における理由

<input type="checkbox"/>	自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/>	病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/>	鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/>	交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/>	その他

3. 出荷・販売の段階における理由

<input type="checkbox"/>	農産物検査の受検又は品質区分の確認において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。 ※最低重量を確保できなかった理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/>	農産物検査の受検又は品質区分の確認において、規格外又は規格外相当に格付けされた数量が発生した。 ※品質の低下等の理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/>	交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
<input type="checkbox"/>	需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
<input type="checkbox"/>	その他

4. 激甚災害指定等の場合（※地域農業再生協議会等による被害証明可）

<input type="checkbox"/>	自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種前の農地への被害（※共済証明がある場合または経営所得安定対策等実施要綱の第2の5の（5）に準じて、これを満たす場合）
<input type="checkbox"/>	自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種後の対象畑作物及び農地への被害（※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合）

5. 1～4に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）

--	--

6. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

<input type="checkbox"/>	以下のとおり、改善措置を講じた。
<input type="checkbox"/>	改善措置を講じていない。（当年産における理由について、前年産と同一の内容が含まれる場合、面積払は返還又は交付をしないこととなります。）

(記載上の留意事項)

注1: 本様式は、畑作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の③のオの(オ)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積(又は営農計画書に記載した生産予定面積)で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合に作成してください。

なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畑作物が複数ある場合は対象畑作物の種類ごとに作成してください。

注2: 地域の基準単収の2分の1は小数点以下切り捨て、交付申請者の当年産の単収の項目は小数点第一位を四捨五入で整理してください。

注3: 交付申請数量の項目は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量(数量払の対象外となった数量)がある場合には、その数量を記載してください。

注4: 理由書の根拠となる証拠書類として、以下のa～dのすべてを提出することが必要です。

また、a～d以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類

※ ①～③は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

① 自然災害の場合:

- ・ 農作物共済の支払書類等
- ・ 農作物の被害状況(撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること)を明確に把握できる写真
- ・ 農地の被害状況(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真
- ・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
- ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類(気象庁公表データ等)等

② 新たな生産技術の導入による場合:

- ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類(農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等

③ 交付申請者の体調不良等の場合:

- ・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

b 適切な生産が行われていたことが分かる書類

- ・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等

c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類

- ・ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等

d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類

- ・ 改善指導通知の写し
- ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
- ・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等
- ・ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等

e その他書類

※ a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

- ・ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った理由を裏付ける根拠となる書類等
- ・ 農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し
- ・ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

(参考) 経営所得安定対策等実施要綱の第2の5の(5)

(5) なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象とすることができるものとします。

① 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること

② 被災した農地又は道路が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。)の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること

③ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売
（直売所等での販売）実績報告書

自家加工農業者（販売農業者）

住 所

氏 名 _____

1 原料農産物使用実績（対象農産物のうち該当するものを記載）

（単位：kg）

原料農産物名	年間使用量	左記のうち自ら生産したもの

（注）地域振興作物（産地交付金）については、各単価グループごとに最低一農産物記入してください。

また、高収益作物定着促進支援の対象作物については、品目毎に記入してください。

2 商品の加工販売実績（直売所での販売実績）

（単位：kg）

商 品	商品の販売形態	商品の主な販売先	年間販売（予定）数量
合 計			

（注1）「商品」には、対象作物に係る各単価グループの商品ごとに最低一実績記入してください。

（注2）「商品の販売形態」には、自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等の販売形態を記入してください。

（注3）「商品の主な販売先」には、一般消費者、卸・小売店、スーパー等の販売先を記入してください（直売所等での販売の場合は、直売所等の名称、所在地、連絡先を記入してください。）。

交付申請者管理コード									
地域協議会等管理コード									

高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組の要件確認申請書

年 月 日

〇〇協議会長 殿

交付申請予定者 住所

氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人等にあつては、} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 14 の 1 の（2）に基づく高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組の事前の確認を受けたいので、申請します。

記

交付申請予定農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 本地面積： m^2
- ・ 当年度以降の作付計画

年度					
作物名					

（注）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

- ・ 別添資料（空中写真又は農地地図等）

（注）団地化された畑地の位置及び地番等が分かるように図示すること

参考様式 4 - 2

高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組の要件確認通知書

年 月 日

交付申請予定者 殿

〔法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

〇〇協議会長

〇年〇月〇日付けで貴殿より申請のあった畑地化の取組に係る農地について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 14 の 1 の（2）の要件を満たしていることを確認しましたので、通知します。

記

要件の確認を行った交付申請予定農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 本地面積： m^2

（注）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書

〇〇地域農業再生協議会長 殿

交付申請者 住所:
氏名:
交付申請者管理コード:

【1. は種実施記録】

農地の番号※1		地名・地番、 大字、字、 集落地番 ※1	商品名及び草種名 ※2	作付面積		は種面積		は種量 (kg)	10aあたり は種量 (kg/10a) ※3	は種年月日	備考
耕地番号	分筆番号			a	m ²	a	m ²				
1	1	〇〇-1	水田1号(チモシー)	20	10	20	10	4	2.0	令和3年7月5日	
1	2	〇〇-2	水田1号(チモシー)	30		0			-		
2	1	△△-1	水活地力 (イタリアンライグラス)・ 産地地力(ギニアグラス)	40		40		17	4.3	令和3年9月1日	
3	1	□□-1	産地地力(ギニアグラス)	50		40		8	2.0	令和3年9月1日	
				a	m ²	a	m ²		-		
				a	m ²	a	m ²		-		

【2. 種子購入記録】

購入日	購入先	商品名及び草種名 ※2	種子購入量 (kg)	備考
令和〇年 〇月〇日	〇〇株式会社	水田1号(チモシー)	5	
令和△年 △月△日	△△株式会社	水活地力 (イタリアンライグラス)	10	
令和□年 □月□日	□□農協	産地地力 (ギニアグラス)	20	

【3. 作付面積】

	作付面積計 (a)
飼料作物(牧草)	140
うち、は種	100
うち、は種以外	40

注 は種の実施が客観的に確認できる書類(種子購入伝票や作業日誌等)については、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

※1 農地の番号、地番は営農計画書と一致するよう記入してください。また、は種を行っていない牧草作付農地についても記入してください。

※2 各種苗会社等から購入した作物の商品名及び草種名を記入してください。

※3 地域農業再生協議会は、は種量が適切かどうか確認してください。